

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																							
(環境省 7 - ④2)																							
施策名		目標 11－1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理										担当部局名		環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 福島環境再生事業監理室 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室									
施策の概要		放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月						
達成すべき目標		対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。										政策体系上の位置付け		11. 放射性物質による環境の汚染への対処									
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令 和 3 年 3 月 9 日)1.(2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(1)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2)ロ																					
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成					
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度											
1 汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)		0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。						－				
						1市町村	1市町村	1市町村	1市町村	-	-	-											
2 対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量		0	H29年度	1.8万㎡程度	R7年度	5万㎡(袋)程度	2.7万㎡(袋)程度	1.8万㎡程度	1.8万㎡程度	-	-	-	・福島県内の特定廃棄物(対策地域内廃棄物及び指定廃棄物)の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。						○				
						48,333袋	34,323袋	27,516㎡	37,051㎡	-	-	-											
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)		1.2	648	(5) -			-	-	(9) -			-	-	(13) -			-	-	(17) -			-	-
(2) -		-	-	(6) -			-	-	(10) -			-	-	(14) -			-	-	(18) -			-	-
(3) -		-	-	(7) -			-	-	(11) -			-	-	(15) -			-	-	(19) -			-	-
(4) -		-	-	(8) -			-	-	(12) -			-	-	(16) -			-	-	(20) -			-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	福島県内の汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。これまで1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めている。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいる。 対策地域内における解体件数は、令和8年3月末時点で18,725件である。可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設が9市町村(12施設)で設置され、令和8年3月末時点で、9施設が処理を完了、3施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和7年度においても測定指標2の目標を超える量の埋立処分を実施していることから③相当程度進展ありと判断した。 なお、福島県以外の県においては、各都県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和8年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約に取り組んでおり、これまでに那須塩原市、日光市、大田原市、矢板市において暫定保管場所への集約が完了し、那須町においても概ね完了するなど、関係市町において取組が進められている。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	―			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。		
		【測定指標】	・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。		
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会	SDGs目標との関係	【主な目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進した。当該取組を通じて、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に当たって、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じてきた。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」と、目標11番「住み続けられる街づくりを」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		―		―	

施策名	目標11－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等											担当部局名	環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室 福島環境再生事業監理室						
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。											政策体系上の位置付け	11. 放射性物質による環境の汚染への対処						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(1)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2) ・福島県内除去土壌等の県外最終処分にに向けた再生利用等の推進に関する基本方針(令和7年5月27日決定)全文																		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成							
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R10年度						
	1	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－				
	2	福島県外で発生した除去土壌の処分量	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－				
3	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定	－					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	除去土壌等適正管理・原状回復事業(平成23年度)	1、2	649	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	
(2)	中間貯蔵関連事業(平成23年度)	3	650	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	○ 除染に伴い発生した土壌等を保管中の仮置場等について、中間貯蔵施設への輸送等に伴い、令和8年3月末時点で、除染特別地域においては10か所、福島県内の汚染状況重点調査地域においては令和8年3月末時点で0か所となった。 保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和8年3月末時点で278か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和8年3月末時点で1,035か所の仮置場の原状回復が終了し、返地が着実に進んでいる。 ○令和7年3月に策定した除去土壌の埋立処分基準やガイドライン等に基づき、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分等を進めているところである。令和8年3月末時点で、2県2市村(2,298㎡)において処分が実施された。 ○「令和7年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和7年度は、約21万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和8年3月末までに、累計で約1,430万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,331haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、復興再生土の利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を令和6年12月に設置した。同会議においては、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を決定し、令和7年8月には、当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定した。本ロードマップ等に基づき、総理大臣官邸や霞が関の中央官庁の花壇等9か所で復興再生利用の施工を実施した。また、復興再生利用や県外最終処分については、令和7年9月に設置した有識者会議において専門的知見を活用し、技術的な検討を行っているところ。 これらを勘案し、③相当程度進展あり と判断した。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分に向けた取組を着実に進めていく ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き取組を進めていく。		
		【測定指標】	○適切に測定できていることから、変更しない。		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考: 施策の実施における活用状況> 環境再生に関する技術等検討会、放射線審議会、除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合等	SDGs目標との関係	【主な目標】 除去土壌の埋立処分が行われたことで、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県外の除去土壌の処分が進み、また福島県内においては中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			(環境省 7 - ④④)									
施策名		目標 11－3 特定復興再生拠点等の整備										担当部局名		環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 福島環境再生事業監理室														
施策の概要		福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。										政策評価実施予定時期					政策評価実施時期		令和 8 9月									
達成すべき目標		帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。										政策体系上の位置付け		11. 放射性物質による環境の汚染への対処														
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)2. (1) ・福島復興再生基本方針(改定)(令和5年7月28日)第2部 第4 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)1. (2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1. (1)③ ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)4. (2)																										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成									
						年度ごとの実績値																						
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																
1 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)		0	H29年度	6	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。							－								
						2	2	2	2	－	－	－																
2 特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)		0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。							－								
						－	0	0	0	－	－	－																
3 特定帰還居住区域における解体工事完了町村数(累計)		0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。							－								
						－	0	0	0	－	－	－																
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号									
(1) 特定復興再生拠点整備事業(平成29年度)		1	651	(5) ー		ー	ー	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー									
(2) 特定帰還居住区域整備事業(令和5年度)		2,3	19701	(6) ー		ー	ー	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー									
(3) ー		ー	ー	(7) ー		ー	ー	(11) ー		ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー									
(4) ー		ー	ー	(8) ー		ー	ー	(12) ー		ー	ー	(16) ー		ー	ー	(20) ー		ー	ー									

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	特定復興再生拠点については、令和5年度までに双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村全ての認定区域について避難指示解除がなされた。なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度に飯舘村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 特定帰還居住区域については、令和8年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の6市町村における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、令和8年3月末までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市及び葛尾村においても除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、内閣総理大臣に認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。 令和7年度末までに特定帰還居住区域のうち、651haの除染を完了し、198件の家屋等の解体を完了しており、同区域内で事業が着実に進んでいることを勘案し、③相当程度進展ありと判断した。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	－				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、すでに避難指示解除済の町村においても、新たに家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続し、地元住民の安心・安全の確保をはかる。帰還居住区域復興再生計画に沿って、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。			
		【測定指標】	測定指標①については、長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく必要があることから測定指標を継続して設定する。 特定帰還居住区域については、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な除染や家屋等の解体を継続する必要があることから、測定目標②③については継続する。 【継続】1 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計) 【継続】2 特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計) 【継続】3 特定帰還居住区域における解体工事完了市町村数(累計)			
学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況>		SDGs目標との関係	【主な目標】 将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域である特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に必要な除染や家屋等の解体を行い、6町村すべての特定復興再生拠点区域で避難指示解除がなされた。また、特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において除染や家屋等の解体に着手している。当該事業により、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	－			【副次的効果が期待される目標】 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、除染や家屋等の解体を行うことにより、福島の住民が、健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子供を安心して生み、育てることができる生活環境を実現することに貢献した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。		

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																(環境省 7 - ④5)			
施策名		目標 11－4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策										担当部局名		環境保健部 放射線健康管理担当参事官室					
施策の概要		東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月		
達成すべき目標		原子力被災者の健康確保、健康不安の解消										政策体系上の位置付け		11. 放射性物質による環境の汚染への対処					
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和6年3月19日閣議決定)1. (2)⑦ ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針(令和5年7月28日)第3部 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針(平成27年8月25日改定)Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成			
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)		15	H24年度	20	—	20	20	20	20	—	—	—	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興状況は地域によって様々であり、復興状況に応じた放射線の健康管理・健康不安の解消を図る必要がある。また、過去の研究データや、放射線の健康影響に関する現状課題の分析から、必要な研究課題数の目標値として20件と設定する。				△		
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)		83	R2年度	80	—	80	80	80	80	—	—	—	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○		
3 受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)		98	R2年度	80	—	80	80	80	80	—	—	—	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、平均過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○		
4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%) (全国アンケート調査)		40	R2年度	20	R7年度	—	—	—	20	—	—	—	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。				×		
						46.8	37.3	38.3	38.8	—	—	—							

	5	福島県「県民健康調査」の進捗	—	H26年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	—	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	—	—	—	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出し、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。			○		
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	1,2,3,4,5	4995	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	—	—	—	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

		目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり															
			(判断根拠)	指定指標1 有識者による研究成果および次年度の研究計画の評価を踏まえ、令和7年度は18件の調査研究を採択した。 指定指標2 受講者満足度は99%となり、目標値(80%以上)を達成した。受講者のニーズに即した研修会及び専門家派遣が実施され、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。 指定指標3 受講者満足度は97%となり、目標値(80%以上)を大きく上回った。住民セミナー及び車座意見交換会を通じて、地域住民の放射線に対する健康不安等にきめ細かく対応するリスクコミュニケーションを実施できており、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。 指定指標4 福島第一原発事故に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としており、本年度の調査結果は、昨年度と比較してほぼ同等の38.8%だった。一方、「起こる可能性が極めて低い」と回答した人の割合は5年間で一貫して増加しており、事業開始した令和3年に比べて約2倍の22.6%であったことから目標の達成には至らなかったものの、放射線による健康影響に関する理解の促進については一定の進展がみられた。 指定指標5 「県民健康調査」の円滑な実施のために、甲状腺検査者の技能維持及び新たな人材育成、心のサポート体制の強化のほか、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。															
	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	指定指標1 研究の打ち切りがあったことに加え、環境保健行政に直結する具体的な研究課題に重点化した公募を実施した結果、目標件数である20件(達成率90%)をやや下回った。 指定指標4 イベント出展やSNS等による広報を実施したが、認識の改善が必要な層へのリーチが十分でなく、意識変容に結びつく効果が限定的であった。また、震災関連報道の減少等風化に関する外部要因も、施策効果の発現に影響を与えたものと考えられ、単なる情報提供にとどまらず、ターゲット層の特性に応じた訴求内容・手法の最適化を図るとともに、正しい知識に基づき国民一人一人の意識に働きかける施策を実施していく必要がある。 測定指標5 福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。																

		次期目標等への反映の方向性	【施策】	指定指標1 研究の打ち切りがあったことに加え、環境保健行政に直結する具体的な研究課題に重点化した公募を実施した結果、目標件数である20件（達成率90％）をやや下回った。 指定指標2 目標達成に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。 指定指標3 目標達成に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。 指定指標4 イベント出展やSNS等による広報を実施したが、認識の改善が必要な層へのリーチが十分でなく、意識変容に結びつく効果が限定的であった。また、震災関連報道の減少等風化に関する外部要因も、施策効果の発現に影響を与えたものと考えられ、単なる情報提供にとどまらず、ターゲット層の特性に応じた訴求内容・手法の最適化を図るとともに、正しい知識に基づき国民一人一人の意識に働きかける施策を実施していく必要がある。 測定指標5 福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。		
			【測定指標】	測定指標1 毎年度採択された研究が着実に成果を上げることがを前提として研究の採択件数自体を測定指標として設定していたが、実施した研究の成果の短期アウトカムとしてより適正化を図る観点で、学会発表や査読付き論文への投稿等を通じた公知化件数を測定指標として設定する。 測定指標2 受講者満足度（％）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均） 測定指標3 受講者満足度（％）（住民セミナー、車座意見交換会平均） 測定指標4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（％）、については、目標年度となるため、新たな指標を設定する。 測定指標5 福島県「県民健康調査」の円滑な実施を指標として設定し、引き続き支援を実施する。		
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を基に研究課題の採択や評価を実施した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11「住み続けられるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択をできるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—					